

4 手当

(1) 心身障がい者福祉手当 **市単独事業**

<支給対象者>

市内に住所がある方で、身体障がい者手帳1・2級の障がいのある方、または療育手帳A・A1・A2またはB1の判定を受けた方(知能指数50以下と判定された方)

<支給制限>

国の特別障がい者手当等を受けている方は除かれます。
支給対象者が20歳以上の場合、受給者、配偶者、扶養義務者の所得が各々の基準額以上のときは支給停止となります。(※基準額については25ページ参照)

<手当額>

月額 5,000円 (4月, 8月, 12月に支給されます。)

※申請月の翌月分からが対象となります。

(2) 特別障がい者手当 **国**

<支給対象者>

市内に住所がある20歳以上の、次のような障がいのある方。

- 身体障がい者手帳1・2級程度の障がいがある方(一部該当にならない障がいあり)
- 知能指数が20以下で日常生活において著しく介助を要する状態にある方
- 上肢・下肢・体幹のいずれかの機能障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方
- 内部疾患で絶対安静の状態にある方(心臓, 呼吸器, 腎臓, 肝臓, 血液疾患等)
- その他、精神の障がいであって、上記と同程度以上と認められ、常時特別な介護を必要とする方 (障がいの内容によっては該当にならない場合もあります。)

<支給制限>

■受給者、配偶者、扶養義務者の所得が各々の基準額以上のときは支給されません。(※基準額については25ページ参照)

■入院3か月以上の方、施設入所者は除かれます。

<手当額>

月額 27,980円 (2月, 5月, 8月, 11月に支給されます。)

※申請月の翌月分からが対象となります。

(3) 障がい児福祉手当 **国**

<支給対象者>

市内に住所がある満20歳未満の次のような状態の児童

- 身体障がい者手帳1級及び2級の一部の児童
※障がいの内容によっては該当にならない場合もあります。
- 最重度の知的障がいのある児童(療育手帳 A1)
- 身体または精神に前記と同程度の障がい、疾病等のある児童

<支給制限>

■受給者、配偶者、扶養義務者の所得が各々の基準額以上のときは支給されません。(※基準額については25ページ参照)

■施設入所者は除かれます。

<手当額>

月額 15,220円 (2月, 5月, 8月, 11月に支給されます。)

■障がい福祉課
福祉サービス
グループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

■障がい福祉課
福祉サービス
グループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

■子ども政策課
子ども給付グループ
TEL 632-2387
FAX 638-8941

(4) 特別児童扶養手当 **国**

<支給対象者>

市内に住所のある方で、心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母またはその児童を養育している方

■子ども政策課
子ども給付グループ
TEL 632-2387
FAX 638-8941

■身体障がい者手帳の1・2級と3級の一部の児童
(内部障がいは診断書による)

■療育手帳のA1・A2の児童

1級に該当する
障がい程度

■身体障がい者手帳の3級と4級の一部の児童
(内部障がいは診断書による)

■療育手帳のB1の児童(診断書により判定)

2級に該当する
障がい程度

■その他、診断書により、上記と同じ程度以上の障がいがあると認められた児童
(療育手帳のB2の児童、心臓、呼吸器、腎臓、肝臓、血液疾患、発達障がい等)

<支給制限>

■受給者、配偶者、扶養義務者の所得が以下の各々の基準額以上のときは支給されません。

扶養親族等の数	認定請求者	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000 円	6,287,000 円
1人	4,976,000 円	6,536,000 円
2人	5,356,000 円	6,749,000 円
3人以上	以下 380,000 円ずつ加算	以下 213,000 円ずつ加算

■児童が障がいを支給事由とする公的年金を受給している場合、施設入所中の場合には受けられません。

<手当額> (4月, 8月, 11月に支給されます。)

1級……児童1人につき月額53,700円

2級……児童1人につき月額35,760円

(5) ひとり親家庭支援手当 **市単独事業**

<支給対象者>

市内に住民票がある方で、次のいずれかに該当する義務教育終了前の児童を養育している方(特別児童扶養手当を受給している場合など、児童の障がいの程度によっては、20歳到達までの児童。障がいの程度はお問い合わせください)

■子ども政策課
自立支援グループ
TEL 632-2386
FAX 638-8941

■父母の一方に重い障がいがある(障がいの程度はお問い合わせください)

■父母が離婚した

■母が婚姻によらず子を出産した

■父または母が法令により1年以上拘禁されている

■父または母の生死が明らかでない

■父または母に裁判所の保護命令が出ている

■父母の一方、または両方が死亡した

■父または母が1年以上入院している

<支給制限>

次のような場合は支給されません。

- 市民税の所得割が課税されているとき
- 生活保護の被保護者であるとき
- 児童が里親に委託されているとき

<支給期間>

- ひとり親となった後5年間(ただし、5年経過後、父又は母が一定の病気や障がい等の状態にあり、就労が困難な場合は、生活支援3,000円を引き続き児童が義務教育を修了するまで支給)

<手当額>

月額1世帯につき 生活支援3,000円、就業による自立を目指す者へは就労支援として2,000円を加算。(4月、8月、12月に支給されます。)

(6) 児童扶養手当

<支給対象者>

下記に該当し、18歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している父、母、又は養育者(特別児童扶養手当を受給している場合など、児童の障がいの程度によっては、20歳到達までの児童。障がいの程度はお問い合わせください)。ただし、里子や児童福祉施設などに入所している児童は対象外となります。

- 父母が離婚した
- 母が婚姻によらずに子を出産した
- 父又は母が1年以上行方不明である
- 父又は母が法令により1年以上拘禁されている
- 父又は母の生死が明らかでない
- 父母の一方、又は両方が死亡した
- 父又は母に裁判所のDV保護命令が出ている
- 父又は母に次の障がいがある
 - 両眼の視力がそれぞれ〇・〇三以下のもの
 - 一眼の視力が手動弁以下のもの
 - 両耳の聴力レベルが一〇〇dB以上のもの
 - 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
 - 両上肢のすべての指を欠くもの
 - 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
 - 両下肢の機能に著しい障がいを有するもの
 - 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
 - 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障がいを有するもの
 - 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいを有するもの
 - 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護を必要とする程度の障がいを有するものであって、厚生労働大臣が定めるもの

■子ども政策課
自立支援グループ
TEL 632-2386
FAX 638-8941

<支給制限>

本人、配偶者、扶養義務者の所得が、次表の各々の基準額以上の時は支給されません。

※ 公的年金を受給されている方・・・これまで公的年金を受給されている方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、児童扶養手当法の一部が改正され、受給されている年金等の額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになりました。

扶養親族等の数	本人		配偶者、扶養義務者、孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人以上	以下 380,000円ずつ加算	以下 380,000円ずつ加算	以下 380,000円ずつ加算

<手当月額(令和5年4月分より)>(本人の所得に応じて変動)

児童1人目 44,140円～10,410円

児童2人目 10,420円～ 5,210円加算

児童3人目以降 1人あたり6,250円～3,130円加算

(7) 難病患者福祉手当 市単独事業

<対象疾患>

難病法に基づく指定難病338疾患(36～40ページの指定難病特定医療費助成の対象疾患一覧参照)、及び特定疾患治療研究事業において国または栃木県が指定する疾患の4疾患(スモン、劇症肝炎、重症急性膵炎、プリオン病(ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。))

<受給要件>

上記疾患に罹患し、医療受給者証の交付を受けている方

<支給額>

月額 5,000円 (4月, 8月, 12月に支給されます。)

※ 申請月の翌月分からが対象になります。

■障がい福祉課
福祉サービスグループ
TEL 632-2362
FAX 636-0398

受給者本人が20歳以上の場合、受給者本人・配偶者・扶養義務者それぞれについて、前年(1月から6月までに手当を申請する場合は前々年)の所得が条例で定める額以上であるときは、支給停止となります。

所得については、毎年7月に所得判定を行い、所得制限限度以上の場合は、その年の8月から翌年の7月まで、支給停止の処分を行います。

【所得制限】

(1) 対象者

- ①受給資格者
- ②配偶者（内縁等事実上の婚姻関係を含む）
扶養義務者で生計を維持する方

(2) 所得制限限度額表

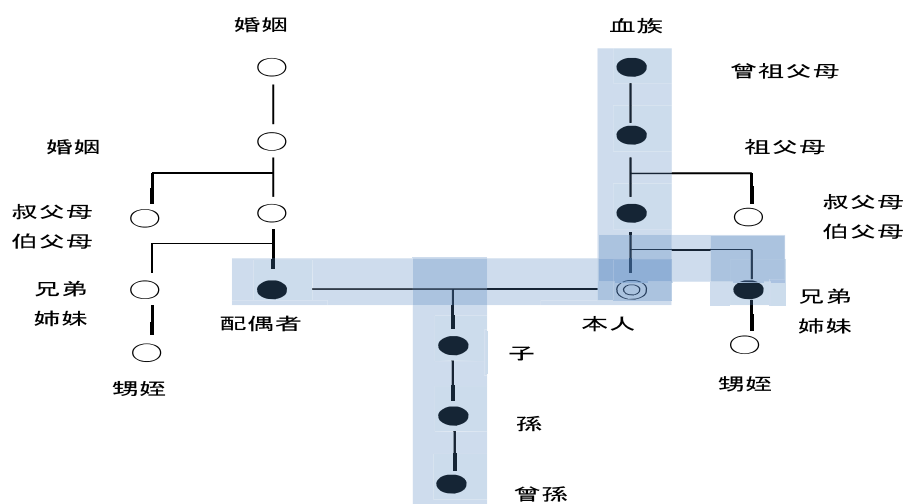
(千円)

令和元年	扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
		収入額	所得額	収入額	所得額
	0	5,180	3,604	8,319	6,287
	1	5,656	3,984	8,596	6,536
	2	6,132	4,364	8,832	6,749
	3	6,604	4,744	9,069	6,962
	4	7,027	5,124	9,306	7,175
	5	7,449	5,504	9,542	7,388

※1 所得税法に規定する老人控除対象配偶者，老人扶養親族又は，特定扶養親族がある方についての限度額（所得ベース）は，上記の金額に次の額を加算した額とする。

所得対象者	加算額対象者及び加算額
本人	①老人控除対象配偶者・老人扶養親族：10万(1人につき) ②特定扶養親族等(特定扶養親族・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族)：25万(1人につき)
配偶者及び扶養義務者	①老人扶養親族：6万（1人につき） 〔但し，当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がない時は，老人扶養親族のうち1人を除く方につき〕

※2 政令上は所得額で規定されており，うえに掲げた収入額は，給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。



(8) 医療的ケア児等福祉手当 市単独事業

■子ども発達センター
交流・管理グループ
TEL 647-4721
FAX 647-4715

<支給対象者>

市内に住民票がある方の養育・看護を受け、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である満18歳未満の方。ただし、引き続き医療的ケアが必要と認められる場合は満20歳まで延長。

小児慢性特定疾病の医療費支給認定を受けている満18歳未満の方。ただし、継続更新の場合は満20歳まで延長。

<支給制限>

心身障害者福祉手当及び難病患者福祉手当の受給者を除く。

<手当額>

月額 5,000円（4月、8月、12月に支給されます。）

※ 申請月の翌月分からが対象となります。

支給の特例（下表参照）

- 令和5年9月までに受給資格の認定を受けた児童で、令和5年4月1日時点で医療的ケア児等であった児童については、令和5年4月分から支給します。また、令和5年4月2日から同年6月30日までの間に新たに医療的ケア児等となった児童は、その翌月分から支給します。
- 上記児童の令和5年4月分から同年7月分までの手当は、同年12月に支給します。

【参考】上記特例による支給

医療的ケア児等として認める日	4月1日	4月2日から30日まで	5月中	6月中
支給対象月	4月分から	5月分から	6月分から	7月分から
支給月	12月			